

センター内 申告会場 ☎67・9757

税務署職員による

申告相談は

3月5日(金)

まで

いてお早めに!

3月31日(水)まで

所得税

豊橋税務署 ☎0532・52・6201

確定申告の必要な方は

- ① 事業を行っている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成15年中の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える方
- ② 給与所得者の方で、給与収入が2千万円を超える方や給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方など

申告書を書くときは

申告する所得の種類によって申告書が異なります。申告書を書くときは、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。税務署から、申告書用紙が送られている場合は、その用紙で申告してください。

《申告書の種類》

【確定申告書A】

給与所得、雑所得(公的年金など)、配当所得、一時所得

【確定申告書B】

Aに該当しない所得のある方
 予定納税のある方

※譲渡所得の申告や損失申告をする際は申告書Bのほか、別表も必要となります。

納税は期限内に

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日(月)です。納期限までに最寄りの銀行や郵便局または所轄の税務署で納税を済ませてください。また、振替納税を利用している方は、確実に振替納付ができるよう、振替期日の前日までに預貯金額をご確認ください。

確定申告をすると

所得税が還付される場合

- 確定申告をする義務がない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ① マイホームをローンなどで取得した場合
- ② 多額の医療費を支払った場合
- ③ 災害や盗難にあった場合
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 年末調整で控除をし忘れた場合など

豊橋税務署職員の申告相談日 会場：蒲郡市民体育センター

5	4	3	2	3/1	27	26	25	24	23	20	19	18	17	2/16	月日
金	木	水	火	月	金	木	水	火	月	金	木	水	火	月	曜日
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人課税
						○	○	○	○						資産課税

※譲渡所得や贈与税の申告相談は資産課税担当がお受けします。4日間だけの相談となりますので、日程にあわせて申告会場へお出かけください。

申告書の提出先は

豊橋税務署(〒440-8504 豊橋市大国町11)または申告会場へ。

※還付を受けるための申告書は2月13日以前でも、豊橋税務署に提出(郵送可)することができます。